

令和5年度第3回いばらき高齢者プラン21推進委員会の開催について

県の高齢者福祉施策の指針である現行の「第8期いばらき高齢者プラン21」について、今年度で現計画期間が終了となることから、現在標記の委員会（委員長：瀧澤 利行 茨城大学教授）を設置し、新プラン（第9期）の策定を進めております。

つきましては、この度、下記のとおり今年度の第3回委員会を開催しますので、お知らせいたします。なお、今回は第9期プラン策定前に開催する最後の委員会となります。

記

1 委員会の名称及び構成員

- 名称 いばらき高齢者プラン21推進委員会
- 構成員 学識経験者、県内の保健福祉関係団体の代表者、保険者(市町村)代表、被保険者(県民)代表者等 20名
※ 別添設置要項、委員名簿のとおり

2 開催日時等

- 日時 令和6年(2024年)3月11日(月)13:30から
- 場所 水戸市笠原町978番6
茨城県庁舎 11階 共用1106会議室
- 議題
 - 「第9期いばらき高齢者プラン21」の最終案について
 - 第9期計画における高齢者人口、認定者数及び各サービス見込み等について
 - その他

3 その他(留意事項)

会議は公開予定ですが、当日の議事の進行状況等によっては、非公開とする場合があります。あらかじめご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

4 参考資料(別添「いばらき高齢者プラン21について」)

「いばらき高齢者プラン21」の概要」及び「第9期プランの策定について」

いばらき高齢者プラン 21 推進委員会設置要項

1 趣 旨

介護保険制度の円滑な運営を図るとともに、高齢者保健福祉施策の一層の充実・強化を図るため、いばらき高齢者プラン 21 推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 審議事項

委員会は次の事項について審議する。

- (1) いばらき高齢者プラン 21 の策定方針に関すること。
- (2) いばらき高齢者プラン 21 の原案に関すること。
- (3) いばらき高齢者プラン 21 の点検・評価及び推進に関すること。
- (4) その他必要事項

3 委 員

- (1) 委員は、別表に掲げる保健・医療及び福祉関係団体の代表者並びに学識経験者、保険者・被保険者の代表者等で構成し、福祉部長が委嘱する。
- (2) 委員の任期は、委嘱の日の属する年度を含め3年度間とする。ただし、再任を妨げない。欠員が生じた場合、後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員長及び副委員長

- (1) 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から選任する。
- (2) 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 会 議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。
- (2) 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができるものとする。

6 事務局

委員会の事務局は、茨城県福祉部長寿福祉課に置く。

付則

この要項は、平成 20 年 4 月 16 日から施行する。

付則

この要項は、平成 23 年 5 月 17 日から施行する。

付則

この要項は、平成 25 年 10 月 16 日から施行する。

付則

この要項は、平成 26 年 5 月 30 日から施行する。

付則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要項は、平成 27 年 6 月 22 日から施行する。

付則

この要項は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

付則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要項は、平成 29 年 5 月 31 日から施行する。

付則

この要項は、令和 2 年 9 月 23 日から施行する。

付則

この要項は、令和 3 年 12 月 14 日から施行する。

付則

この要項は、令和 4 年 10 月 31 日から施行する。

付則

この要項は、令和 5 年 8 月 17 日から施行する。

別表

選出区分	団体等名称	職名	氏名
学識経験者	茨城県立健康プラザ	管理者	大田 仁史
	茨城大学教育学部	教授	瀧澤 利行
保健・医療 関係者	(一社)茨城県医師会	常任理事	伊藤 金一
	(公社)茨城県歯科医師会	理事	堤 浩一郎
	(公社)茨城県看護協会	専務理事	中島 貞子
	(公社)茨城県栄養士会	会長	石川 祐一
	(一社)茨城県介護老人保健施設協会	理事	小柳 賢時
	(公社)茨城県薬剤師会	専務理事	柴田 隆之
	(一社)茨城県リハビリテーション専門職協会	会長	佐藤 弘行
福祉関係者	(一社)茨城県介護支援専門員協会	副会長	一瀬 将宏
	(社福)茨城県社会福祉協議会	常務理事 兼事務局長	潮田 勝利
	(一社)茨城県福祉サービス振興会	常務理事	宇田川 真由美
	(一財)茨城県民生委員児童委員協議会	会長	倉持 嘉男
	(一社)茨城県老人福祉施設協議会	理事	木村 哲之
	(一社)茨城県介護福祉士会	副会長	伊藤 浩一
	(一社)茨城県社会福祉士会	会長	竹之内 章代
保険者	水戸市福祉部高齢福祉課	課長	小林 かおり
	美浦村保健福祉部福祉介護課	課長	葉梨 美穂
被保険者	(公財)茨城県老人クラブ連合会	会長	坂本 鉄夫
	(公社)認知症の人と家族の会茨城県支部	代表	牧野 優子

いばらき高齢者プラン21 について

1 「いばらき高齢者プラン21」の概要

(1) 計画の策定趣旨

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化など、社会構造が変化する中、茨城県の特徴を踏まえ、本格的な超高齢社会に的確に対応していくために、本県が目指すべき基本的な政策目標と施策の方向を明らかにするために策定

(2) 計画の法的根拠

- 茨城県高齢者福祉計画（老人福祉法第20条の9）
- 茨城県介護保険事業支援計画（介護保険法第118条）

(3) これまでのプラン策定経過

- 第1期 平成12年3月策定（計画期間：平成12年度～16年度）
- 第2期 平成15年3月策定（計画期間：平成15年度～19年度）
- 第3期 平成18年3月策定（計画期間：平成18年度～20年度）
- 第4期 平成21年3月策定（計画期間：平成21年度～23年度）
- 第5期 平成24年3月策定（計画期間：平成24年度～26年度）
- 第6期 平成27年3月策定（計画期間：平成27年度～29年度）
- 第7期 平成30年3月策定（計画期間：平成30年度～令和2年度）
- 第8期 令和3年3月策定（計画期間：令和3年度～5年度）

2 第9期プランの策定について

(1) 計画の名称

第9期いばらき高齢者プラン21

(2) 計画期間

令和6年度から令和8年度まで（3ヶ年間）

(3) 策定時期

令和6年3月

(4) 策定体制等

- 策定組織：いばらき高齢者プラン21推進委員会
学識経験者、県内保健福祉関係団体の代表者等、計20名で構成
- 庁内組織：茨城県高齢化対策推進本部
- その他：市町村意見の聴取（介護サービス見込量等）、パブリックコメントの実施

(5) 策定スケジュール(予定)

年月	場所	内容
R5年(2023年) 8月17日		推進委員会の設置（委員委嘱等）
8月28日	県庁11階 1106会議室	<u>第1回推進委員会</u> （委員長・副委員長の選任、プラン策定の基本的考え方・骨子・概要の調整）
11月28日	県庁9階 901会議室	<u>第2回推進委員会</u> （プラン全体素案の調整・サービス見込み量中間報告）
R6年(2024年) 2月5日～29日		パブリックコメントの実施
3月11日	県庁11階 1106会議室	<u>第3回推進委員会</u> （プラン最終案の調整）
3月下旬		高齢化対策推進本部（庁議）において最終決定
4月1日		計画施行